

## 学校給食従事職員腸内細菌検査業務委託 仕様書

### 1 委託内容

学校給食調理等に関わる職員の腸内細菌検査業務を委託するもの。

### 2 委託期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日（9か月）

### 3 検査内容等

(1) 便による検査とする

(2) 検査項目は以下を必須とする

- ・サルモネラ菌（腸チフス、パラチフス含む）
- ・赤痢菌
- ・O157
- ・O26
- ・O111

### 4 想定検査検体数

月120検体（委託期間計1,080検体）

（月1回検査対象者16人、月2回検査対象者52人を想定。職員の増減に伴い変更の可能性あり。）

### 5 検査・検体回収回数・方法

(1) 各月の上旬1回、中旬1回 計2回の検査・検体回収とする。

(2) 検体回収日については、事前に発注者と協議の上決定すること。

(4) 検体回収については、受注者が下記回収場所訪問により回収すること。また、回収日までに便採取不能等により提出できない職員用に別途訪問回収、郵送等の措置を講じること。

### 6 検体回収場所

新発田市教育委員会教育総務課事務所（新発田市乙次281番地2）月2回収

北共同調理場（新発田市中田町3丁目1419番地）月2回収

五十公野共同調理場（新発田市五十公野5170番地4）月2回収

七葉共同調理場（新発田市上館84番地2）月2回収

川東共同調理場（新発田市下羽津1938番地）月2回収

西共同調理場（新発田市佐々木2452番地22）月2回収

紫雲寺共同調理場（新発田市真野原外3499番地）月2回収

## 7 検査結果報告

- (1) 検体回収日後7日以内（回収日含まない）に検査結果報告書を発注者へ提出すること。
- (2) 検査項目のいずれかに陽性者が発生した場合は、上記に関わらず結果判明後即時に受注者へ電話にて報告を行うこと。

## 8 検査代金の請求・支払い

- ・受注者は、当該月に検査した検査代金を、翌月20日までに請求書により発注者に請求すること。
- ・発注者は、受注者からの請求書を受理してから30日以内に受注者の指定する金融機関へ支払う。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。